

日知録訳注春秋篇(四)

野間 文史

目次

40	星隕如雨	41	築鄆	42	城小穀	43	齊人殺哀姜
44	微子啓	45	襄仲如齊納聘	46	子叔姬卒	47	齊昭公
48	趙盾弑其君	49	臨於周廟	50	欒懷子	51	子大叔之廟
52	城成周	53	五伯	54	占法之多	55	以日同爲占
56	天道遠	57	一事兩占				

40 星隕如雨

星隕如雨、言多也。【啖氏曰、奔流者衆、如雨之多。】漢書五行志、成帝永始二年二月癸未、夜過中、星隕如雨、長一二丈、繹繹未至地滅、至雞鳴止。谷永對言、春秋記異、星隕最大。自魯莊以來至今再見。此爲得之。而後代之史、或曰小星流百枚以上、四面行。或曰星流如織。或曰四方流星、大小縱橫百餘、皆其類也。【唐書天文志、太和七年六月戊午、日暮及曙、四方流星、大小縱橫百餘。○正統四年八月癸卯日、夜達旦、有流星大小二百六十餘。余於甲申年閏六月丙申、望見月食既、星流

竟夕、始悟古時有此異。】不言石隕、不至地也。傳曰、與雨偕也。然則無雨而隕、將不爲異乎。

秋無麥苗、不害嘉穀也。據隱公元年傳曰、有蜚不爲災、不書。使不害嘉穀、焉用書之於經乎。

「星隕おつること雨ふるが如し(①)」とは、多きことを言ふなり。【漢書五行志(②)曰はく「奔流する者の衆きこと雨ふることの多きが如し」と。】漢書五行志(③)に「成帝の永始二年二月癸未、夜、中を過ぐるころ、星隕つること雨ふるが如く、長さ一二丈、繹繹として未だ地に至らずして滅し、鶏鳴に至りて止む。谷永對へて言ふ『春秋の異を記するや、星隕つるを最大とす。魯莊より以來今に至るまでに再見す』」と。此之を得たりと爲す。而して後代の史(④)には、或は「小星流れて百枚以上、四面に行く」と曰ひ、或は「星流れて織の如し」と曰ひ、或は「四方に流星ありて、大小縱橫百餘」と曰ふは、皆な其の類なり。【唐書天文志(⑤)に「太和七年六月戊午、日暮より曙に及び、四方に流星ありて、大小縱橫百餘」と。○正統四年(⑥)八月癸卯日、夜より旦に達するまで、流星大小二百六十餘有り。余、甲申の年の閏六月丙申に

於て、月食既き、星流れ、夕を竟ふるを望見し、始めて古時に此の異有るを悟る。」「石隕つ」と言はざるは、地に至らざればなり。傳(⑦)に曰はく「雨と偕にするなり」と。然らば則ち雨無くして隕つるは、將た異と爲さざるか。

「秋、麥苗無しとは、嘉穀を害せざるなり(⑧)」。隱公元年傳に「蜚有り。災を爲さざれば書せず」と曰ふに據るに、使し嘉穀を害せざれば、焉んぞ用て之を經に書するや。

①星隕如雨 莊公七年經。

②啖氏 『春秋集傳纂例』卷六「災異例」第二十五。

③漢書五行志 『漢書』五行志下之下。

④後代之史 「小星流れて百枚以上、四面に行く」、「星流れて織の如し」、「四方に流星ありて、大小縱橫百餘」はそれぞれ以下のように見える。

- 『後漢書』天文志上「十二月年正月己未、小星流百枚以上、或西北、或正北、或東北、二夜止。六月戊戌晨、小流星百枚以上、四面行。小星者、庶民之類。流行者、移徙之象也。或西北、或東北、或四面行、皆小民流移之徵。是時西北討公孫述、北征盧芳。匈奴助芳侵邊、漢遣將軍馬武・騎都尉劉納・閻興軍下曲陽、臨平・呼沱、以備胡。匈奴入河東、中國未安、米穀荒貴、民或流散。後三年、吳漢・馬武又徙鴈門・代郡・上谷、關西縣吏民六萬餘口、置常山關・居庸關以東、以避胡寇。是小民流移之應。」

○『明史』天文志三・星流星隕「崇禎十五年夏、星流如織。後二

年三月己丑朔、有星隕於御河。」ただし『明史』は顧炎武以後の編纂物。他の正史にこの表現は見えない。

○『新唐書』天文志二・星變「大和四年六月辛未、自昏至戊夜、流星或大或小、觀者不能數。占曰「民失其所、王者失道、綱紀廢則然。」又曰「星在野象物、在朝象官。」七年六月戊子、自昏及曙、四方流星、大小縱橫百餘」。

⑤唐書天文志 右の注④の第三例を参照。

⑥正統四年 『明史』天文志三・星流星隕「正統元年八月乙酉、昏刻至曉、大小流星百餘。四年八月癸卯、大小流星數百」とある現象を指すものと思われる。

⑦傳 『左伝』莊公七年に「星隕如雨、與雨偕也」とある。

⑧秋無麥苗 『左伝』莊公七年に「秋、無麥、不害嘉穀」とある。なお集釋に「汝成案するに、此の下に當に別に『秋無麥苗』題を立つべし。諸本皆な然り。當に是れ寫初の誤脱なるべし」と述べるように、別の一章とすべきものである。

41 築鄆

築鄆非都也。凡邑有宗廟先君之主曰都、無曰邑。邑曰築、都曰城。舊唐書禮儀志、太常博士顧德章議引此、謂春秋二百四十二年、魯凡城二十四邑、惟鄆一邑書築、其二十三邑曰城。豈皆有宗廟先君之主乎。又定公十五年城漆、漆是邾邑。正義亦知其不可通、而曲爲之說。

「鄆に築くは都に非ざるなり。凡そ邑、宗廟先君の主有るを都と曰ひ、無きを邑と曰ふ。邑には築と曰い、都には城と曰ふ(①)」。

舊唐書禮儀志〔②〕に、太常博士の顧德章の議、此を引きて謂ふ「春秋二百四十二年、魯は凡そ二十四邑に城くも、惟だ郟の一邑のみ築と書し、其の二十三邑には城と曰ふ。豈に皆な宗廟先君の主人らんや」と。又た定公十五年〔③〕「漆に城く」の「漆」は是れ郟の邑なり。正義〔④〕も亦た其の通ずべからざるを知りて、曲げて之が説を爲す。

①築郟……都曰城 『左伝』莊公二十八年。

②舊唐書禮儀志 『舊唐書』禮儀志六に見える。ただし文章はやや異なる。

太常博士顧德章議曰……或又引左氏傳築郟凡例、謂「有宗廟先君之主曰都」、而立建主之論。按魯莊公二十八年冬、築郟、左傳爲築發凡例、穀梁譏因藪澤之利、公羊稱避凶年造邑之嫌。三傳異同、左氏爲短。何則當春秋二百年間、魯凡城二十四邑、唯郟一邑稱築、其二十三邑、豈皆有宗廟先君之主乎。執此爲建主之端、又非通論。……或稱「凡邑有宗廟先君之主曰都、無曰邑、邑曰築、都曰城」者。謹按春秋二百四十年間、惟郟一邑稱築。如城郎、費之類、各有所因、或以他防、或以自固、謂之盡有宗廟、理則極非。

③定公十五年 「冬、城漆」の杜預注に「郟庶其邑」とある。

『左伝』は「城漆、書不時告也」と述べる。

④正義 孔穎達『春秋正義』では『釋例』の文章を引用して矛盾を調停しようと試みている。

正義曰、襄二十一年「郟庶其以漆閭丘來奔」。莊二十八年傳曰

「凡邑有宗廟先君之主曰都、無曰邑。邑曰築、都曰城」。此稱「城漆」、漆本郟邑、不得有先君宗廟。而稱「城」者、釋例曰「若邑有先君宗廟、則雖小曰都。尊其所居以大之也。然則都而無廟、固宜稱城。『城漆』是也。而穎氏唯繫於先君之廟、患漆本非魯邑、因説曰『漆有郟之舊廟』。是使魯人尊郟之廢廟、與先君同。非經傳意也」。是言漆是大都、自應稱城。言「庶其邑」者、意在排舊説。

42 城小穀

城小穀爲管仲也。據經文小穀不繫於齊、疑左氏之誤。范寧解穀梁傳曰、小穀魯邑。春秋發微曰、曲阜西北有故小穀城。按史記、漢高帝以魯公禮葬項王穀城、當即此地。杜氏以此小穀爲齊邑、濟北穀城縣城中有管仲井。劉昭郡國志注、酈道元水經注皆同。按春秋有言穀不伐齊取穀、文公十七年、公及齊侯盟於穀、成公五年、叔孫僑如會晉荀首于穀。四書穀而一書小穀、別於穀也。又昭公十一年傳曰、齊桓公城穀、而實管仲焉、至於今賴之。則知春秋四書之穀、及管仲所封在濟北穀城、而此之小穀自爲魯邑爾。況其時齊桓公始霸、管仲之功尚未見於天下。豈遽勦諸侯以城其私邑哉。

「小穀に城くは管仲の爲めなり〔①〕」。經文に據れば「小穀」をば齊に繫げざれば、疑ふらくは左氏の誤りなり。范甯〔②〕、穀梁傳を解して曰はく「小穀は魯邑なり」と。春秋發微〔③〕に曰はく「曲阜の西北に故の小穀城有り」と。按ずるに史記〔④〕の「漢高帝、

魯公の禮を以て項王を穀城に葬むる」とは、當に即ち此の地なるべし。杜氏(⑤)は此の小穀を以て齊邑と爲し、「濟北穀城縣の城中に管仲井有り」とす。劉昭の郡國志注(⑥)、酈道元の水經注(⑦)は皆な同じ。按ずるに、春秋には「穀」を言ひて「小」を言はざる者有り。莊公二十三年の「公齊侯と穀に遇ふ」、僖公二十六年の「公楚師を以て齊を伐ちて穀を取る」、文公十七年の「公齊侯と穀に盟ふ」、成公五年の「叔孫僑如晉の荀首に穀に會す」。四たび「穀」を書して一たび「小穀」を書するは、「穀」より別つなり。又た昭公十一年傳に「齊の桓公穀に城きて管仲を眞き、今に至るまで之に頼る」と曰へば、則ち春秋に四たび書する「穀」、及び管仲の封ぜられし所は、濟北穀城に在りて、此の「小穀」は自づと魯邑爲ることを知るのみ。況んや其の時、齊の桓公始めて霸となり、管仲の功は尚ほ未だ天下に見はれざるをや。豈に遽かに諸侯を勤めて以て其の私邑を城かんや。

①城小穀爲管仲也 莊公三十二年「春、城小穀」。『左伝』「三十一年、春、城小穀、爲管仲也」。

②范甯 莊公三十二年注。

③春秋發微 孫復『春秋尊王發微』莊公三十二年。

④史記 『史記』項羽本紀。

⑤杜氏 莊公三十二年注。

⑥劉昭郡國志注 『後漢書』郡國志三「東都、穀城春秋時小穀」の劉昭の注に「左傳莊公三十二年、城小穀、杜預 曰城中有管仲井」とある。

⑦酈道元水經注 『水經注』卷八濟水「又北過穀城縣西」の注に「故春秋之小穀城也。齊桓公以魯莊公三十二年城之。邑管仲焉。城内有夷吾井」とある。

「補説」明の郝敬『春秋非左』に同様の指摘が有る。「經惟内事不稱國。傳誤于管仲邑穀、而不知穀與小穀異。穀齊而小穀魯也。時桓公方厚施諸侯、豈勞諸侯城齊乎。管子亦必不私邑勞諸侯、又可知也」。

ただし集釋には孫志祖の、『左伝』伝承の經文は本来「小穀」ではなく「穀」であつて、『左伝』説は誤りではない、とする説を引用する。劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』もこれを是認している。

43 齊人殺哀姜

哀姜通慶父、弑閔公、爲國論所不容、而孫于邾。齊人取而殺之、義也。而傳謂之已甚、非也。

哀姜(①)は慶父に通じ、閔公を弑し、國論の容れざる所と爲りて、邾に孫る。「齊人取りて之を殺す」は、義なり。而るに傳(②)之を「已甚し」と謂ふは、非なり。

①哀姜 哀姜の事については、閔公二年經「秋八月辛丑、公薨。九月、夫人姜氏孫于邾。公子慶父出奔莒」の『左伝』に「初、公傳奪卜騎田、公不禁。秋八月辛丑、共仲使卜騎賊公于武闕。」

成季以僖公適邾、共仲奔莒、乃入立之。以賂求共仲于莒。莒人歸之。及密、使公子魚請。不許。哭而往。共仲曰、奚斯之聲也。乃縊。閔公、哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之。共仲通於哀姜、哀姜欲立之。閔公之死也、哀姜與知之。故孫于牒。齊人取而殺之于夷、以其尸歸。僖公請而葬之」とある。

②傳 『左伝』僖公元年の条に「夫人氏之喪至自齊。君子以齊人殺哀姜也。爲已甚矣。女子從人者也」とある。

44 微子啓

蔡穆侯將許僖公以見楚子于武城。許男面縛銜璧、大夫衰經、士輿櫬。楚子問諸逢伯。對曰、昔武王克殷、微子啓如是。武王親釋其縛、受其璧而祓之、焚其櫬、禮而命之、使復其所。楚子從之。何孟春曰、按書殷紂無道、微子去之、在武王克殷之前。何應當日而有是事。已去之後、無復還之理。而牧野之戰、亦必不從人而伐其宗國也。意此殆非微子事、而逢伯之言特託之古人、以規楚子乎。

徐孚遠曰、史記言微子持祭器造於軍門。武王乃釋微子、復其位如故。夫武王既立武庚、而又復微子之位、則是微子與武庚同在故都也。厥後武庚之叛、微子何以初無異同之迹。然則武王克商、微子未嘗來歸也。

蔡の穆侯①、許僖公を將て以て楚子に武城に見えしむ。許男面縛して璧を銜み、大夫は衰經、士は輿櫬す。楚子諸を逢伯に問ふ。對へて曰はく「昔、武王殷に克ちしとき、微子啓是の如くす。武王は親ら其の縛を釋き、其の璧を受けて之を祓ひ、其の櫬を焚き、

禮して之に命じ、其の所に復さしむ。楚子之に従ふ。何孟春②曰はく「書③を按ずるに、殷紂の無道にして、微子之を去るは、武王克殷の前に在り。何ぞ應に當日にして是の事有るべけんや。已に去るの後なれば、復た還るの理無し。而して牧野の戦にも、亦た必ずや人に從ひて其の宗國を伐たざるなり。意ふに此は殆んど微子の事に非ざるも、而も逢伯の言は特に之を古人に託し、以て楚子を規せるものなるか」と。

徐孚遠④曰はく「史記⑤に言ふ『微子祭器を持ちて軍門に造る。武王乃ち微子を釋き、其の位に復すること故の如し』と。夫れ武王既に武庚を立て、又た微子の位を復すれば、則ち是れ微子と武庚とは同じく故都に在るなり。厥の後、武庚の叛するや、微子を以て初めより異同の迹無からんや。然らば則ち武王の商に克つや、微子は未だ嘗て來歸せざるなり」と。

①蔡穆侯……楚子從之 『左伝』僖公六年の条を引用したもの。

②何孟春 出典未詳。何孟春については『明史』卷一九一に伝が有る。

③書 『尚書』微子篇序に「殷既錯天命、微子作誥父師少師」とあり、僞孔傳に「告二師而去紂」とある。

④徐孚遠 出典未詳。徐孚遠については『明史』卷二七七に伝が有る。

⑤史記 『史記』宋微子世家。

「補説」この条には顧氏の手になる文章は無い。『左伝』の文章と、

『左伝』・『史記』の記録の真を疑う何孟春・徐孚遠二氏の説を引用するのみである。

45 襄仲如齊納聘

經書僖公之薨以十二月、而公子遂如齊納聘、則但書冬。即如杜氏之解、移公薨於十一月、猶在二十五日之内。惡得謂之禮乎。

經に僖公の薨するを寫するに(①)十二月を以てす。而るに「公子遂齊に如きて納聘す(②)るには、則ち但だ「冬」と書す。即し杜氏(③)の解の如く、「公薨」を十一月に移すも、猶ほ二十五日の内に在り。惡んぞ之を「禮」と謂ふを得んや。

①僖公薨 僖公三十三年經「十有二月、公至自齊、乙巳、公薨于小寢」。

②公子遂 文公二年經「(冬)公子遂如齊納幣」の『左伝』に「襄仲如齊納幣、禮也。凡君即位、好舅甥、脩昏姻、娶元妃以奉桑盛、孝也。孝、禮之始也」とある。

③杜氏 文公二年注「謂諒闇既終、嘉好之事、通于外内、外内之例始備、此除凶之即位也、於是遣卿申好舅甥之國、脩禮以昏姻也」。なお文公元年經「公孫敖如齊」の杜預注にも「傳例曰、始聘焉、禮也」とある。

「補説」『左伝』が凡例を設けてまで「礼也」と解説していることに対し、顧氏は「三年の喪」の礼制のうえから批判を加えているの

である。『左伝』批判が**43**・**44**に続く。

46 子叔姬卒

據傳、杞桓公在位七十年。其二十二年、魯文公之十二年、出一叔姬。其五十年、魯成公之四年、又出一叔姬。再娶於魯、而再出之、必無此理。殆一事而左氏誤重書之耳。【成公九年、杞伯來逆叔姬之喪以歸、此其本事。】且文公十二年經書二月庚子、子叔姬卒、何以知其爲杞婦乎。趙子曰、書卒義與僖公九年伯姬同。以其爲時君之女、故曰子、以別其非先君之女也。

傳に據れば、杞の桓公(①)は在位七十年なり。其の二十二年、魯の文公の十二年(②)に、一叔姬を出だす。其の五十年、魯の成公の四年(③)に、又た一叔姬を出だす。再び魯に娶りて再び之を出だすは、必ず此の理無からん。殆んど一事にして左氏誤りて之を重書するのみ。【成公九年(④)「杞伯來たりて叔姬の喪を逆へて以て歸る」は、此れ其の本事なり。】且つ文公十二年經(⑤)に「二月庚子、子叔姬卒す」と書するは、何を以て其の杞の婦爲るを知らんや。趙子(⑥)曰はく「卒を寫するは、義僖公九年の伯姬と同じ。其の時に君の女爲るを以て、故に子と曰ひ、以て其の先君の女に非ざるを別つなり」と。

①杞桓公 杞の桓公の在位期間は、僖公二十三年に「冬、十有一月、杞子卒」とある成公を継いで魯の僖公二十四年に即位して以来、魯の襄公六年に「春、王三月、壬午、杞伯姑容卒。秋、

葬杞桓公」とあるように、実に魯の五公の在位期間に相当する。その在位七十年は春秋諸侯の中で最長である。

②魯文公十二年 十二年「杞伯來朝」の『左伝』に「杞桓公來朝、始朝公也。且請絶叔姬而無絶昏。公許之」とある。

③魯成公四年 成公四年「杞伯來朝」の『左伝』に「杞伯來朝、歸叔姬故也」とある。また成公五年経に「春、王正月、杞叔姬來歸」とある。

④成公九年 成公八年経「冬、十月、癸卯、杞叔姬卒」、『左伝』には「冬、杞叔姬卒。來歸自杞、故書」とあり、成公九年経「春、王正月、杞伯來逆叔姬之喪以歸」の『左伝』には「春、杞桓公來逆叔姬之喪、請之也。杞叔姬卒、爲杞故也。逆叔姬爲我也」とある。

⑤文公十二年 文公十二年経「二月庚子、子叔姬卒」の『左伝』に「二月、叔姬卒。不言杞絶也。書叔姬、言非女也」とある。

⑥趙子 『春秋集傳纂例』卷纂「崩薨卒葬例」内女卒。

【補説】『左伝』中に、同一事件の異伝が未整理のまま二事として収録されているという指摘である。同様な指摘はこの後の51・52にも見える。これもまた『左伝』の成り立ちの事情を示唆する考証である。

47 齊昭公

文公十四年、齊侯潘卒。傳以爲昭公。按僖公二十七年経、書齊侯昭卒【孝公】。今此昭公即孝公之弟、不當以先君之名爲諡。疑左氏之

誤【經不書葬】。然僖公十七年傳曰、葛嬴生昭公、前後文同【史記同】。先儒無致疑者。

文公十四年「齊侯潘卒す①」に、傳は以て昭公と爲す。按ずるに僖公二十七年経②に「齊侯昭卒す」【孝公】と書す。今此の昭公は即ち孝公の弟なれば、當に先君の名を以て諡と爲すべからず。疑ふらくは左氏の誤なり。【經に葬を書せず。】然れども僖公十七年

傳③に「葛嬴 昭公を生む」と曰ふは、前後の文同じ。【史記④同じ。】先儒に疑ひを致す者無し。

①文公十四年齊侯潘卒 『左伝』には「子叔姬妃齊昭公、生舍。

叔姬無寵、舍無威。公子商人驟施於國而多聚士、盡其家。貨於公、有司以繼之。夏、五月、昭公卒。舍即位」とある。

②僖公二十七年経齊侯昭卒 『左伝』には「夏、齊孝公卒。有齊怨、不廢喪紀、禮也」とある。

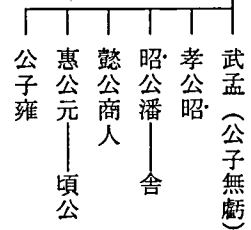
③僖公十七年傳 『左伝』僖公十七年に「齊侯之夫人三。王姬・徐嬴・蔡姬皆無子。齊侯好内、多内寵。内嬖如夫人者六人。長衛姬生武孟、少衛姬生惠公、鄭姬生孝公、葛嬴生昭公、密姬生懿公、宋華子生公子雍。公與管仲屬孝公於宋襄公以爲大子。雍

巫有寵於衛共姬。因寺人貂以薦羞於公。亦有寵。公許之立武孟。管仲卒、五公子皆求立」とある。

④史記 『史記』齊世家。

〔補説〕齊国の公室の系図

桓公



48 趙盾弑其君

大史書曰、趙盾弑其君、此董狐之直筆也。子爲正卿、亡不越竟、反不討賊、此董狐之巽辭也。傳者不察其指、而妄述孔子之言、以爲越境乃免、謬也。穿之弑、盾主之也。討穿猶不得免也。君臣之義、無逃於天地之間、而可逃之境外乎。

大史書して曰(①)はく「趙盾 其の君を弑す」とは、此れ董狐の直筆なり。「子は正卿爲り、亡げて竟を越えず、反りて賊を討ぜず」とは、此れ董狐の巽辭(②)なり。傳は其の指を察せずして、妄りに孔子の言を述べて以て「境を越ゆれば乃ち免る」と爲すは、謬なり。穿の弑は、盾之を主るなり。穿を討ずるも猶ほ免るるを得ざるなり。君臣の義は天地の間に逃るる無し。而るに之を境外に逃がるべけんや。

①大史書曰 『左伝』宣公二年に、趙盾の弑君事件に関連して、

「乙丑、趙穿攻靈公於桃園。宣子未出山而復。大史書曰『趙盾弑其君』。以示於朝。宣子曰不然。對曰『子爲正卿。亡不越竟。』」

反不討賊。非子而誰。宣子曰『烏呼、我之懷矣。自詒伊戚、其我之謂矣。』孔子曰『董狐、古之良史也。書法不隱。趙宣子、古之良大夫也。爲法受惡。惜也。越竟乃免』という記述が見える。

②巽辭 婉曲な表現、ないし言い逃れの言葉の意。

〔補説〕「君臣の義は天地の間に逃るる無し。而るに之を境外に逃るべけんや」と述べるところに、顧氏の厳しい君臣観が伺えるであろう。

49 臨於周廟

襄公十二年、呉子壽無卒、臨于周廟。杜氏以爲文王廟也。昭公十八年、鄭子産使祝史徙主祔於周廟。杜氏以爲厲王廟也。傳曰鄭祖厲王。【宣公十二年、鄭伯逆楚子之辭曰、徼福於厲宣桓武。】而哀公二年蒯聵之禱亦云、敢昭告於皇祖文王。夫諸侯不得祖天子、而有廟焉何。曰此廟也非祖也。始封之君謂之祖。雖然伯禽爲文王之孫、鄭桓爲厲王之子。其就封而之國也、將何祭哉。天下有無祖考之人乎。而況於有土者乎。意者特立一廟、以祀文王厲王、而謂之周廟歟。漢時有郡國廟、其亦倣古而爲之歟。【漢高帝令諸侯王都皆立太上皇廟。蓋亦以天下不可有無廟之諸侯王也。薄昭與淮南厲王書曰、臣之所見、高皇帝之神、必不廟食於大王之手、明白。】

竹書紀年、成王十三年夏六月、魯大禘於周公廟。按二十一年、周文公薨於豐、周公未薨、何以有廟。蓋周廟也。【公字衍】是則始封之君有廟、亦可因此而知禘之說。

襄公十二年①「吳子壽無卒し、周廟に臨む」。杜氏は以て「文王の廟」と爲す。昭公十八年②「鄭の子産、祝史をして主禘を周廟に徙さしむ」。杜氏は以て「厲王の廟」と爲す。傳③に曰はく

「鄭は厲王を祖とす」と。【宣公十二年④、鄭伯の楚子を逆ふるの辭に「福を厲宣桓武に徼む」と曰ふ。】而して哀公二年⑤の蒯聵の禱にも亦た云ふ「敢へて昭らかに皇祖文王に告ぐ」と。夫れ諸侯は天子を祖とするを得ずして、而も廟有るは何ぞや。曰はく、此は廟にして祖に非ざるなり。始封の君、之を祖と謂ふ。然りと雖ども伯禽は文王の孫爲り、鄭桓は厲王の子爲り。其の封に就きて國に之くに、將た何を祭らんや。天下に祖考無きの人有らんや。而るを況んや土を有つ者に於てをや。意ふに、特に一廟を立てて、以て文王・厲王を祀り、而して之を「周廟」と謂へるか。漢時に郡國廟有るは、其れ亦た古に倣ひて之を爲せるか。【漢高帝⑥、諸侯王の都をして皆な太上皇廟を立てしむ。蓋し亦た天下に廟無きの諸侯王有るべからざるを以てなり。薄昭⑦の淮南厲王に與ふるの書に曰はく「臣の見る所、高皇帝の神は必ずや大王の手に廟食せざること、明白なり」と。】

竹書紀年⑧にては、「成王の十三年、夏六月、魯大いに周公廟に禘す」。按ずるに「二十一年に周文公豊に薨じ」、周公は未だ薨ぜざれば、何を以て廟有らんや。蓋し「周廟」なり。【公字は衍なり。】是れ則ち始封の君に廟有れば、亦た此に因りて禘の説を知るべし。

①襄公十二年 『左伝』襄公十二年に「秋、吳子壽夢卒。臨於周

廟、禮也。凡諸侯之喪、異姓臨於外、同姓於宗廟、同宗於祖廟、同族於禘廟。是故魯爲諸姬臨於周廟。爲邢・凡・蔣・茅・昨祭臨於周公之廟」とあり、杜預は「周廟、文王廟也。周公出文王、故魯立其廟。吳始通、故曰禮」と注する。

②昭公十八年 昭公十八年『左伝』に「火作、子産辭晉公子公孫于東門、使司寇出新客、禁舊客勿出於宮。使子寬子上巡羣屏攝、至于大宮。使公孫登徙大龜、使祝史徙主禘於周廟、告于先君」とあり、杜預注に「周廟、厲王廟也」といふ。

③傳 文公二年『左伝』に「子雖齊聖不先父食、久矣。故禹不先鯀、湯不先契、文武不先不窟。宋祖帝乙、鄭祖厲王、猶上祖也」とある。

④宣公十二年 宣公十二年『左伝』に「鄭伯肉袒牽羊以逆、曰孤不天、不能事君。使君懷怒以及敝邑、孤之罪也。敢不唯盟是聽。其俘諸江南以實海濱、亦唯命。其翦以賜諸侯、使臣妾之、亦唯命。若惠顧前好、微福於厲・宣・桓・武、不泯其社稷、使改事君、夷於九縣、君之惠也。孤之願也。非所敢望也。敢布腹心。君實圖之」とある。

⑤哀公二年 哀公二年『左伝』に「衛大子禱曰、曾孫蒯聵、敢昭告皇祖文王、烈祖康叔、文祖襄公」とある。

⑥漢高帝 『漢書』卷七十三韋玄成傳に「初、高祖時、令諸侯王都皆立太上皇廟。至惠帝尊高帝廟爲大祖廟、景帝尊孝文廟爲太宗廟、行所嘗幸郡國各立太祖・太宗廟」とある。

⑦薄昭 『漢書』卷四十四淮南王傳に見える。

⑧竹書紀年 「成王十三年夏六月、魯大禘於周公廟。二十一年、周

文公薨於豐

50 欒懷子

晉人殺欒盈、安得有諡。傳言懷子好施、士多歸之。豈其家臣爲之諡、而遂傳於史策邪。

「晉人、欒盈を殺せ(①)ば、安んぞ諡有るを得んや。傳(②)に言ふ「懷子施すことを好み、士に之に歸するもの多し」と。豈いは其の家臣之が諡を爲り、而して遂に史策に傳はりしものなるか。」

① 晉人殺欒盈 襄公二十三年經。

② 傳 『左伝』襄公二十一年の条に以下のように見える。

欒桓子娶於范宣子、生懷子。范鞅以其亡也、怨欒氏。故與欒盈爲公族大夫而不相能。桓子卒。欒祁與其老州賁通。幾亡室矣。懷子患之。祁懼其討也、懇諸宣子曰「盈將爲亂。以范氏爲死桓主而專政矣。曰『吾父逐鞅也。不怒、而以寵報之。又與吾同官而專之。吾父死而益富、死吾父而專於國。有死而已。吾蔑從之矣』。其謀如是。懼害於主。吾不敢不言」。范鞅爲之徵。懷子好施、士多歸之。宣子畏其多士也、信之。懷子爲下卿、宣子使城著而遂逐之。秋、晉欒盈出奔楚。

51 子大叔之廟

昭公十二年、鄭簡公卒。將爲葬除、及游氏之廟。將毀焉。子大叔使其除徒執用以立、而無庸毀。曰子產過女而問何故不毀、乃曰不忍廟

也。諾將毀矣。既如是。子產乃使辟之。十八年、簡兵大蒐。將爲蒐除。子大叔之廟在道南、其寢在道北、其庭小。過期三日、使除徒陳於道南廟北。曰子產過女而命速除、乃毀於而鄉。子產朝過而怒之。除者南毀。子產及衝。使從者止之曰、毀於北方。此亦一事、而記者或以爲葬、或以爲蒐。傳兩存之、而失刪其一耳。

* 集積本「鄭」を「晉」に誤る。原抄本・原拠によつて「鄭」に改める。

昭公十二年(①)、「鄭の簡公卒す。將に葬の爲めに除せんとして、游氏の廟に及ぶ。將に焉を毀たんとす。子大叔、其の除徒をして用を執りて以て立ちて庸て毀つこと無からしむ。曰はく『子産、女を過ぎて何故に毀たざると問へば、乃ち曰へ、廟に忍びざるなり。諾、將に毀たんとす、と』と。既にして是の如くす。子産乃ち之を辟けしむ。十八年(②)、「兵を簡して大いに蒐す。將に蒐の爲めに除せんとす。子大叔の廟は道の南に在り、其の寢は道の北に在り、其の庭は小なり。期に過ぐるごと三日、除徒をして道南廟北に陳せしむ。曰はく『子産 女を過ぎて速に除せよと命ずれば、乃ち南郷を毀て』と。子産 朝を過ぎて之を怒る。除者南に毀つ。子産 衝に及ぶ。從者をして之を止めしめ、曰はく『北方に毀て』と。此れ亦た一事にして、而も記する者或いは以て「葬」と爲し、或いは以て「蒐」と爲す。傳は兩つながら之を存し、而して其の一を刪るを失するのみ。

① 昭公十二年……子産乃使辟之 昭公十二年『左伝』。

② 十八年……毀於北方 昭公十八年『左伝』。

52 城成周

昭公三十二年傳、冬十一月、晉魏舒韓不信如京師、合諸侯之大夫于狄泉、尋盟、且令城成周。魏子南面。衛彪僂曰、魏子必有大咎。干位以令大事。非其任也。詩曰、敬天之怒、不敢戲豫。敬天之渝、不敢馳驅。況敢干位以作事乎。定公元年傳、春王正月辛巳、晉魏舒合諸侯之大夫于狄泉、將以城成周。魏子泣政。衛彪僂曰、將建天子、而易位以令、非義也。大事干義、必有大咎。晉不失諸侯、魏子其不免乎。此是一事、左氏兩收而失刪其一。周之正月、晉之十一月也。其下文曰、己丑、士彌牟營成周。計文數、揣高卑、度厚薄、仞溝洫、物土方、議遠邇、量事期、計徒庸、慮財用、書餼糧、以令役於諸侯。又曰、庚寅。宋仲幾不受功。庚寅即己丑之明日、而傳分爲兩年。豈有遲之兩月而始裁、宋仲幾乃不受功者乎。且此役不過三旬而畢矣。

昭公三十二年傳〔①〕にては、冬十一月、晉の魏舒・韓不信、京師に如き、諸侯の大夫を狄泉に合し、盟を尋ね、且つ成周に城かしむ。魏子南面す。衛の彪僂曰はく、「魏子に必ず大咎有らん。位を干して以て大事を令す。其の任に非ざるなり。詩に曰はく『天之怒を敬し、敢へて戲豫せず。天之渝を敬し、敢へて馳驅せず』と。況んや敢へて位を干して以て事を作すをや」と。定公元年傳〔②〕にては、春、王の正月、辛巳、晉の魏舒諸侯の大夫を狄泉に合し、將に以て成周に城かんとす。魏子、政に泣む。衛の彪僂曰はく、「將に天子を建てんとして、位を易へて以て令するは、義に非ざるなり。大事に義を干せば、必ずや大咎有らん。晉諸侯を失はざれば、魏

子其れ免かれざらんや」と。此は是れ一事にして、左氏は兩つながら収めて其の一を刪るを失へり。周の正月は晉の十一月なり。其の下文に曰はく「己丑、士彌牟成周を營む。文數を計り、高卑を揣り、厚薄を度り、溝洫を仞し、土方を物し、遠邇を議り、事期を量り、徒庸を計り、財用を慮り、餼糧を書して、以て役を諸侯に令す」と。又た曰はく「庚寅に裁す。宋の仲幾功を受けず」と。「庚寅」は即ち「己丑」の明日なるに、而も傳は分ちて兩年と爲す。豈に之に遲ること兩月にして始めて裁し、宋仲幾乃ち功を受けざる者有らんや。且つ此の役は三旬を過ぎずして畢れり。

①昭公三十二年傳……況敢干位以作事乎 昭公三十二年『左伝』
②定公元年傳……魏子其不免乎 定公元年『左伝』

【補説】またび『左伝』中に、同一事件の異伝が未整理のまま二事として収録されているという指摘である。『左伝』が複数の資料から成ることを示唆するであろう。

53 五伯

五伯之稱有二。有三代之五伯、有春秋之五伯。左傳成公二年、齊國佐曰、五伯之霸也、勤而撫之、以役王命。杜元凱云、夏伯昆吾、商伯大彭豷韋、周伯齊桓晉文。【詩正義引服虔云、五伯謂夏伯昆吾、商伯大彭豷韋、周伯齊桓晉文、與此同。應劭風俗通亦主此說。】孟子、五霸者三王之罪人也。趙壹卿注、齊桓晉文秦穆宋襄楚莊。一説不同。【顔師古注漢書異姓諸侯王表、五伯則以爲昆吾大彭豷韋齊桓晉文。同姓諸侯王表、

五伯則以爲齊桓宋襄晉文秦穆吳夫差。○白虎通並存二說、其後一說、謂齊桓晉文秦穆楚莊吳闔閭。【據國佐對晉人言、其時楚莊之卒甫二年、不當遂列爲五、亦不當繼此無伯而定於五也。其通指三代無疑。國語、祝融能昭顯天地之光明。其後八姓、昆吾爲夏伯、大彭豷韋爲商伯。莊子、彭祖得之、上及有虞、下及五伯。李軌注、彭祖名鏗。堯臣封於彭城、歷虞夏至商、年七百歲。是所謂五伯者亦商時也。【淮南子、至於昆吾、夏后之世。高誘注、昆吾夏之伯、夏后桀世也。】是知國佐以前、其有五伯之名也久矣。【據此周時但有二伯。穀梁傳、交質子不及二伯。左傳昭公四年、椒舉對楚子言、六王二公。亦但指齊桓晉文。】若孟子所稱五霸、而以桓公爲盛、則止就東周以後言之。如嚴安所謂周之衰三百餘歲、而五霸更起者也。然趙氏以宋襄並列、亦未爲允。宋襄求霸不成、傷於泓以卒、未嘗霸也。史記言越王句踐遂報彊吳、觀兵中國、稱號五伯。子長在臺卿之前、所聞異辭。【越世家言、周元王使人賜句踐胙、命爲伯。又言越兵橫行於江淮東、諸侯畢賀、號稱霸王。淮南子亦言、越王句踐勝夫差於五湖、南面而霸天下。泗上十二諸侯皆朝之。】然則言三代之五伯當如杜氏說。言春秋之五伯、當列句踐而去宋襄。荀子以桓文及楚莊闔閭句踐爲五伯、【江都易王問越王句踐、董仲舒對以五伯。是當時以句踐爲五伯之數。】斯得之矣。

*①集積本「五伯」に作る。原抄本の「五霸」に従う。

*②世界書局本「以」に誤る。

*③「朝之」は原抄本「率九夷以朝」に作る。

五伯の稱に二有り。三代の五伯有り、春秋の五伯有り。左傳成公二年(①)に、齊の國佐曰はく「五伯の霸たるや、勤めて之を撫し、

以て王命に役す」と。杜元凱云ふ「夏伯は昆吾、商伯は大彭・豷韋、周伯は齊桓・晉文」と。【詩正義に引ける服虔(②)の「五伯とは夏伯の昆吾、商伯の大彭・豷韋、周伯の齊桓・晉文を謂ふ」と云ふは、此と同じ。應劭の風俗通(③)も亦た此の説を主とす。】孟子(④)「五霸は三王之罪人なり」の趙壹卿注には「齊桓・晉文・秦穆・宋襄・楚莊」とあり。二説同じからず。【顏師古(⑤)、漢書異姓諸侯王表に注しては、「五伯は則ち以て齊桓・宋襄・晉文・秦穆・吳夫差と爲す」とあり。○白虎通(⑥)は二説を並存し、其の後一説にては、「齊桓・晉文・秦穆・楚莊・吳闔閭を謂ふ」とす。】國佐の晉人に對ふる言に據るに、其の時は楚莊の卒して甫めて二年なれば、當に遂に列して五と爲すべからず、亦た當に此を繼ぎて伯たるもの無くして五に定むべからざるなり。其の通じて三代を指すこと疑ひ無し。國語(⑦)に「祝融能く天地の光明を昭顯す。其の後の八姓、昆吾は夏伯と爲り、大彭・豷韋は商伯と爲る」とあり。莊子(⑧)の「彭祖之を得て、上有虞に及び、下五伯に及ぶ」の李軌注(⑨)にては「彭祖、名は鏗。堯の臣にして彭城に封ぜられ、虞夏を歴て商に至り、年七百歳なり」とあり。是れ所謂の五伯とは亦た商時なり。【淮南子(⑩)の「昆吾・夏后の世に至る」の高誘注に「昆吾は夏の伯、夏后は桀の世なり」とあり。】是れ知りぬ、國佐以前に其の五伯の名有ること久しきを。【此に據れば周時には但だ二伯有るのみ。穀梁傳(⑪)の「質子を交はずは二伯に及ばず」、左傳昭公四年(⑫)の、椒舉の楚子に對ふる言の「六王二公」とは、亦た但だ齊桓・晉文を指すのみ。】孟子(⑬)の稱する所の五霸の若きは、桓公を以て盛んなりと爲せば、則ち止だ東周以後に就きて之を言ふ。嚴安

〔⑩〕の所謂る「周の衰ふるや三百餘歳にして五霸更_レも起_レこる」が如き者なり。然らば趙氏〔⑨〕の宋襄を以て並列するも、亦た未だ允と爲さず。宋襄は霸を求むるも成らず〔⑩〕、泓に傷つきて以て卒すれば、未だ嘗て霸たらざるなり。史記〔⑩〕に言ふ「越王句踐、遂に彊呉に報い、中國に觀兵し、號して五伯を稱す」と。子長は臺卿の前に在れば、聞く所、辭を異にせるなり。〔越世家に言ふ「周の元王、人をして句踐に胙を賜はしめ、命じて伯と爲す」と。又た言ふ「越兵、江淮東に横行し、諸侯畢く賀し、號して霸王と稱す」と。淮南子〔⑩〕にも亦た言ふ「越王句踐、夫差に五湖に勝ち、南面して天下に霸たり。泗上の十二諸侯皆な之に朝す」と。〕然らば則ち「三代の五伯」を言ふときは當に杜氏説の如し。「春秋の五伯」を言ふときは、當に句踐を列して宋襄を去るべし。荀子〔⑩〕の桓・文及び楚莊・闔閭・句踐を以て五伯と爲すは「江都の易王 越王句踐を問ふ〔⑩〕。董仲舒對ふるに五伯を以てす。是れ當時、句踐を以て五伯の數と爲すなり。〕斯れ之を得たり。

① 左傳成公二年 『左伝』成公二年に齊の國佐の言葉として、「四王之王也、樹德而濟同欲焉。五伯之霸也、勤而撫之以役王命」とあり、杜預注は「夏伯昆吾、商伯大彭・豷韋、周伯齊桓・晉文」という。

② 詩正義引服虔 『毛詩正義』詩譜序所引。

③ 應劭風俗通 後漢・應劭『風俗通』皇霸第一・五伯に見える。

④ 孟子 『孟子』告子下篇に「孟子曰、五霸者三王之罪人也。今之諸侯五霸之罪人也。今之大夫諸侯之罪人也。……故曰、五霸者三王之罪人也。五霸桓公爲盛。葵丘之會、諸侯束牲載書而不

歃血」とある。趙臺卿とは後漢の趙岐のこと。その『孟子』注には「五霸者大國秉直道以率諸侯、齊桓晉文秦穆宋襄楚莊、是也。三王夏禹商湯周文王、是也」とある。

⑤ 顏師古 顏師古の『漢書』注中、「異姓諸侯王表」と「同姓諸侯王表」とで、五伯についての解釈が異なっていることになる。

⑥ 白虎通 『白虎通』號篇。ただし二説ではなく、三説を紹介している。「五霸者何謂也。昆吾氏・大彭氏・豷韋氏・齊桓公・晉文公也。昔三王之道衰、而五霸存其政、率諸侯朝天子、正天下之化、興復中國、攘除夷狄、故謂之霸也。……或曰五霸謂齊桓公・晉文公・秦穆公・楚莊王・吳王闔閭也。或曰五霸謂齊桓公・晉文公・秦穆公・宋襄公・楚莊王也」。

⑦ 國語 『國語』鄭語。

⑧ 莊子 『莊子』大宗師篇。

⑨ 李軌注 東晉の李軌『莊子音』。「經典釋文」莊子逍遙遊の條所引。

⑩ 淮南子 『淮南子』俶眞訓。「下棲遲至于昆吾、夏后之世、嗜欲連於物、聰明誘於外、而性命失其得」。高誘注は「昆吾夏伯桀世也」とあつて、顧氏所引とは文章が少し異なる。

⑪ 穀梁傳 『穀梁伝』隱公八年に「外盟不日。此其日何也。諸侯之參盟於是始。故謹而日之也。詰誓不及五帝。盟詛不及三王。交質子不及二伯」とある。

⑫ 左傳昭公四年 『左伝』昭公四年に「椒舉曰、夫六王二公之事、皆所以示諸侯禮也。諸侯所由用命也。夏桀爲仍之會、有緡叛之。商紂爲黎之蒐、東夷叛之。周幽爲大室之盟、戎狄叛之。皆所以

示諸侯汰也。諸侯所由棄命也。今君以汰、無乃不濟乎」とあり、杜預注に「六王、啓湯武成康穆也。二公、齊桓晉文也」とある。

⑬ 以桓公爲盛 『孟子』告子下篇。④ 参照。

⑭ 嚴安 『漢書』卷六十四の本傳に引用された嚴安の上書中の言葉。

⑮ 趙氏 趙岐。④ 参照。

⑯ 宋襄求霸不成 『左伝』僖公十九年に「夏、宋公使邾文公用鄆

子于次睢之社、欲以屬東夷。司馬子魚曰、古者六畜不相爲用。小事不用大牲。而況敢用人乎。祭祀以爲人也。民、神之主也。用人其誰饗之。齊桓公存三亡國以屬諸侯、義士猶曰薄德。今一

會而虐二國之君、又用諸淫昏之鬼。將以求霸、不亦難乎。得死爲幸」とあり、司馬子魚の予言通り、僖公二十二年経「冬、十

有一月己巳朔、宋公及楚人戰于泓、宋師敗績」、楚に敗れて宋襄公の霸業は成らなかつた。

⑰ 史記 『史記』越世家。文章は多少異なる。

⑱ 淮南子 『淮南子』齊俗訓。

⑲ 荀子 『荀子』王霸篇、また議兵篇にも見える。

⑳ 江都易王問越王句踐 『漢書』董仲舒傳に見える。

〔補説〕明・郝敬『春秋非左』は顧氏とは別の見方をする。「按成公時、去桓文未遠也。五霸尚未終、不應預稱五霸。此爲後世語

甚明。杜元凱引夏商家韋昆吾等解、終不悟傳之爲後人作也」。

つまり、「五霸」は「春秋の五霸」以外には無く、『左伝』は六国時代に作られたため、不用意に「五霸」の語を記載したも

のであり、それを後人が窮して「三代の五霸」を創出したものだ、という指摘である。一考を要する問題に思える。

54 占法之多

以日占事者、史記天官書、甲乙、四海之外、日月不占。丙丁、江淮海岱。戊己、中州河濟。庚辛、華山以西。壬癸、恆山以北、是也。

以時占事者、越絶書、公孫聖、今日壬午、時加南方。史記賈誼傳、庚子日斜、服集予舍、是也。又有以月行所在爲占。史記龜策傳、今

昔壬子、宿在牽牛。漢書、翼奉言白鶴館以月宿亢災。後漢書、蘇竟言、白虹見時、月入於畢、是也。周禮占夢、掌其歲時、觀天地之會、

辨陰陽之氣、以日月星辰占六夢之吉凶。則古人之法可知矣。漢以下則其說愈多、其占愈繁。加以日時風角雲氣、遲速變動、不一其物。

故有一事而合於此者、或迂於彼。豈非所謂大道以多岐亡羊者邪。故士文伯對晉侯、以六物不同、民心不壹。而太史公亦謂臯唐甘石書傳、

凌雜米鹽、在人自得之於象占之外耳。干寶解易、六爻相雜、唯其時物也、曰、一卦六爻、則皆雜有八卦之

氣。若初九爲震爻、九二爲坎爻也。或若見辰戌言良、己亥言兌也。或若以甲壬名乾、乙癸名坤也。或若以午位名離、以子位名坎。或若

得來爲惡物、王相爲興、休廢爲衰。解爻有等、故曰物、曰、爻中之義、羣物交集、五星四氣、六親九族、福德刑殺、衆形萬類、皆來發

於爻。故總謂之物也。說易如此、小數詳而大道隱矣。以此卜筮、亦必不驗。天文亦然。

褚先生補史記日者列傳、孝武帝時、聚會占家問之、某日可取婦乎。五行家曰可。堪輿家曰不可。建除家曰不吉。叢辰家曰大凶。歷家曰

小凶。天人家曰小吉。太乙家曰大吉。辯訟不決、以狀聞。制曰、避諸死忌、以五行爲主。

*世界書局本は「來發」を「發生」に誤る。

「日」を以て事を占ふ者は、史記天官書①の「甲・乙は四海の外、日・月は占はず。丙・丁は江・淮・海・岱。戊・己は中州・河・濟。庚・辛は華山より以西。壬・癸は恆山より以北」、是れなり。「時」を以て事を占ふ者は、越絶書②の「公孫聖、今日は壬午、時は南方を加ふ」、史記賈誼傳③の「庚子の日斜めなるとき、服子が舍に集まる」、是れなり。又「月」行の所在を以て占を爲すもの有り。史記龜策傳④の「今昔壬子、宿は牽牛に在り」、漢書⑤の「翼奉言ふ、白鶴館は月の亢に宿るを以て災あり」、後漢書⑥の「蘇竟言ふ、白虹見ゆる時、月、畢に入る」、是れなり。周禮の占夢⑦は「其の歳時に、天地の會を觀、陰陽の氣を辨じ、日月星辰を以て六夢の吉凶を占ふを掌る」。さすれば則ち古人の法は知るべし。漢より以下は則ち其の説愈いよ多くして、其の占は愈いよ鑿つ。加ふるに日時・風角・雲氣を以てし、遲速・變動、其の物を一にせず。故に一事にして此に合ふ者有れば、或は彼に在る。豈に所謂「大道多岐を以て羊を亡ふ」⑧「者に非ずや。故に士文伯⑨、晉侯に對ふるに、「六物同じからず、民心壹ならず」を以てす。而して太史公⑩も亦た謂ふ「臯・唐・甘・石の書傳は、米鹽を凌雜すれば、人之を象占の外に自得するに在るのみ」と。干寶⑪、易⑫の「六爻相雜るは、唯だ其の時の物なり」を解して曰ふ、「一卦の六爻は則ち皆な八卦の氣を雜へ有す。初九、

震爻と爲り、九二、坎爻と爲るが若きなり。或は辰・戌を見て艮を言ひ、己・亥に兌を言ふが若きなり。或は甲・壬を以て乾に名づけ、乙・癸を坤に名づくるが若きなり。或は午位を以て離に名づけ、子位を以て坎に名づくるが若し。或は得來を惡物と爲し、王相を興と爲し、休廢を衰と爲すが若し」と。「爻に等有り、故に物と曰ふ」⑬を解して曰ふ、「爻中の義、羣物交ごも集る。五星・四氣、六親・九族、福德・刑殺、衆形・萬類は、皆な來たりて爻より發す。故に總じて之を物と謂ふなり」と。易を説くこと此の如くんば、小數詳らかなれども大道は隱る。此を以て卜筮するも、亦た必ずや驗あらず。天文も亦た然り。

褚先生の補史記日者列傳⑭に、「孝武帝の時、占家を聚會し之に問ふ、某日、婦を取るべきかと。五行家曰はく可なりと。堪輿家曰はく不可なりと。建除家曰はく不吉なりと。叢辰家曰はく大凶なりと。歴家曰はく小凶なりと。天人家曰はく小吉なりと。太乙家曰はく大吉なりと。辯訟して決せず、状を以て聞す。制に曰はく、諸もろの死忌を避くるは、五行を以て主と爲せ」とあり。

①史記天官書 『史記』卷二十七天官書に「故月蝕常也、日蝕爲

不臧。甲乙、四海之外、日月不占。丙丁、江淮海岱也。戊己、

中州河濟也。庚辛、華山以西。壬癸、恆山以北。日蝕國君、月

蝕將相當之」とある。

②越絶書 『越絶書』卷十越絶外傳記吳王占夢第十二。

③史記賈誼傳 『史記』卷八十四賈誼傳に引かれた賈誼の「鵬鳥

賦」の一節。

④史記龜策傳 『史記』卷一百二十八龜策傳に見える。ただしこ

の部分は褚先生の補に係るもの。「衛平乃援式而起、仰天而視月之光、觀斗所指、定日處鄉。……乃對元王曰、今昔壬子、宿在牽牛。河水大會、鬼神相謀。漢正南北、江河固期、南風新至、江使先來」とある。10-3229

⑤漢書 『漢書』卷七十五・翼奉傳。

⑥後漢書 『後漢書』卷三十一上・蘇竟傳。

⑦周禮占夢 『周禮』春官。「占夢掌其歲時觀天地之會、辨陰陽之氣、以日月星辰占六夢之吉凶。一曰正夢、二曰噩夢、三曰思夢、四曰噩夢、五曰喜夢、六曰懼夢。季冬聘王夢、獻吉夢于王。王拜而受之、乃舍萌于四方、以贈惡夢、遂令始難獸疫」。

⑧大道以多岐亡羊 『列子』說符篇。

⑨士文伯 『左伝』昭公七年に「十一月、季武子卒。晉侯謂伯瑕〔杜注：伯瑕、士文伯也。〕曰、吾所問日食從矣。可常乎。對曰、不可。六物不同、民心不壹、事序不類、官職不則、同始異終、胡可常也。詩曰『或燕燕居息、或憔悴事國』。其異終也如是。公曰、何謂六物。對曰、歲時日月星辰是謂也。公曰、他語寡人辰而莫同。何謂辰。對曰、日月之會是謂辰。故以配日」とある。

⑩太史公 『史記』天官書。「近世十二諸侯七國相王、言從衡者繼踵、而臯唐甘石因時務論其書傳、故其占驗、凌雜米鹽」。「臯・唐・甘・石」とは趙の尹臯、楚の唐昧、齊の甘公、魏の石申のこと、「凌雜」は入り交じること、「米鹽」はこまごまとしていること。

⑪千寶 晉・千寶『周易注』。現在は亡逸。当該箇所は李鼎祚『周易集解』所引。

⑫易六爻…物也 『周易』繫辭傳下。

⑬爻有等故曰物 『周易』繫辭傳下。

⑭褚先生補史記日者列傳 『史記』卷一百二十七日者列傳の褚先生補傳の部分。

臣爲郎時、與太卜待詔爲郎者同署、言曰「孝武帝時、聚會占家問之、某日可取婦乎。五行家曰可、堪輿家曰不可、建除家曰不吉、叢辰家曰大凶、曆家曰小凶、天人家曰小吉、太一家曰大吉。辯訟不決、以狀聞。制曰『避諸死忌、以五行爲主。』」人取於五行者也。

55 以日同爲占

裨竈以逢公卒於戊子日、而謂今七月戊子、晉君將死。裨弘以昆吾乙卯日亡、而謂毛得殺毛伯而代之。是乙卯日以卜其亡。此以日之同於古人者爲占、又是一法。

裨竈(①)は逢公の戊子の日に卒するを以て、「今七月の戊子、晉君將に死せんとす」と謂ふ。裨弘(②)は昆吾の乙卯の日に亡びしを以て、「毛得 毛伯を殺して之に代はるは、是れ乙卯の日に以て其の亡ぶるを卜す」と謂ふ。此れ日の古人に同じき者を以て占を爲すものにて、又た是れ一法なり。

①裨竈 『左伝』昭公十年「春王正月、有星出於婺女。鄭裨竈言

於子産曰、七月、戊子、晉君將死。今茲歲在顛頊之虛。姜氏任氏實守其地。居其維首、而有妖星焉、告邑姜也。邑姜、晉之妣也。天以七紀。戊子、逢公以登。星斯於是乎出。吾是以譏之。

② 襄弘 『左伝』昭公十八年「春、王二月、乙卯、周毛得殺毛伯過而代之。襄弘曰、毛得必亡。是昆吾稔之日也。修故之以、而毛得以濟修於王都。不亡何待」、杜預注「昆吾夏伯也。稔熟也。修惡積熟、以乙卯日、與桀同誅」。昭公二十六年經「尹氏・召伯、毛伯以王子朝奔楚」。

56 天道遠(①)

春秋時、鄭裨竈魯梓慎最明於天文。昭公十八年夏五月、宋衛陳鄭災。裨竈曰、不用吾言、鄭又將火。子産不從、亦不復火。二十四年夏五月乙未朔、日有食之。梓慎曰、將水。叔孫昭子曰、旱也。秋八月大雩。是雖二子之精、亦有時而失之也。【昭公七年、公將適楚、夢襄公祖。梓慎曰、君不果行。子服惠伯曰、行。三月公如楚。】故張衡思玄賦曰、慎竈顯以言天兮、占水火而妄訊。

春秋の時、鄭の裨竈・魯の梓慎は最も天文に明らかなり。昭公十八年(②)の夏五月、宋・衛・陳・鄭に災あり。裨竈曰はく「吾が言を用ひざれば、鄭は又た將に火あらんとす」と。子産は從はざるも、亦た復た火あらず。二十四年(③)の夏、五月、乙未朔、日之を食する有り。梓慎曰はく「將に水あらんとす」と。叔孫昭子曰はく「旱なり」と。秋八月、大いに雩す。是れ二子の精と雖ども、亦た時有りてか之を失するなり。【昭公七年(④)、公將に楚に適かんとし

て、襄公の祖するを夢む。梓慎曰はく「君行くを果たさず」と。子服惠伯曰はく「行かん」と。三月、公楚に如く。】故に張衡の思玄賦(⑤)に曰はく「慎・竈は顯らかに以て天を言ひ、水火を占ひて妄りに訊ぐ」と。

① 天道遠 鄭の子産の言葉で、春秋合理主義思想として著名である。『左伝』昭公十八年に「夏、五月、火始昏見。丙子、風。梓慎曰『是謂融風。火之始也。七日其火作乎』。戊寅、風甚。壬午、大甚。宋衛陳鄭皆火。梓慎登大庭氏之庫以望之。曰『宋衛鄭陳也』。數日皆來告火。裨竈曰『不用吾言、鄭又將火』。

鄭人請用之。子産不可。子大叔曰『實以保民也。若有火、國幾亡。可以救亡、子何愛焉』。子産曰『天道遠、人道邇。非所及也。何以知之。竈焉知天道。是亦多言矣。豈不或信』。遂不與。亦不復火」とある。

② 昭公十八年 ① 参照。

③ 二十四年 『左伝』昭公二十四年に「夏、五月、乙未朔、日有食之。梓慎曰『將水』。昭子曰『旱也。日過分而陽猶不克、克必甚。能無旱乎。陽不克、莫將積聚也』。」「秋八月、大雩。旱也」とある。梓慎の予言はずれ、昭子の予言が当たったということ。

④ 昭公七年 『左伝』昭公七年に「楚子成章華之臺、願與諸侯落之。……公將往、夢襄公祖。梓慎曰『君不果行。襄公之適楚也、夢周公祖而行。今襄公實祖。君其不行』。子服惠伯曰『行。先君未嘗適楚。故周公祖以道之。襄公適楚矣、而祖以道。君不行、

何之。三月、公如楚」とある。これも梓慎の予言がはずれ、子服惠伯の予言が当たったということ。

⑤張衡思玄賦 後漢・張衡「思玄賦」。『後漢書』張衡傳、また『文選』第十五卷賦辛にも見える。

57 一事兩占

襄公二十八年、春無冰。梓慎曰、宋鄭其饑乎。歲在星紀而淫於玄枵、以有時災。陰不堪陽、蛇乘龍。龍宋鄭之星也。宋鄭必饑。玄枵虛中也。枵耗名也。土虛而民耗、不饑何爲。裨竈曰、今茲周王及楚子皆將死。歲棄其次而旅於明年之次、以害鳥帑。周楚惡之。十一月癸巳、天王崩。十二月、楚康王卒。宋鄭皆饑、一事兩占皆驗。

襄公二十八年、春に冰無し。梓慎①曰はく「宋・鄭其れ饑うるか。歳星紀に在りて玄枵に淫し、以て時災有り。陰陽に堪へず、蛇龍に乗る。龍は宋・鄭の星なり。宋・鄭必ず饑多ん。玄枵は虚中なり。枵は耗名なり。土虚にして民耗す。饑多ずして何をか爲さん」と。裨竈②曰はく「今茲、周王及び楚子皆な將に死せん」と。歳其の次を棄てて明年の次に旅し、以て鳥帑を害す。周・楚之に惡しからん」と。十一月、癸巳、天王崩じ③、十二月、楚の康王卒し④、宋・鄭皆な饑う⑤。一事にして兩占皆な驗あり。

①梓慎 『左伝』襄公二十八年「春、無冰。梓慎曰、今茲宋鄭其饑乎。歳在星紀而淫於玄枵、以有時畜。陰不堪陽。蛇乘龍。龍、宋鄭之星也。宋鄭必饑。玄枵、虚中也。枵、耗名也。土虚而民

耗、不饑何爲」。

②裨竈 『左伝』襄公二十八年「裨竈曰、今茲周王及楚子皆將死。歳棄其次、而旅於明年之次、以害鳥帑。周楚惡之」。

③十一月癸巳天王崩 襄公二十八年経「十有二月甲寅、天王崩」、『左伝』では「癸巳、天王崩。未來赴、亦未書。禮也」。

④十二月楚康王卒 襄公二十八年経「乙未、楚子昭卒」、『左伝』に「爲宋之盟故、公及宋公・陳侯・鄭伯・許男如楚。鄭伯不在。伯有廷勞於黃崖。不敬。穆叔曰、伯有無戾於鄭。鄭必有咎。……及漢、楚康王卒」。

⑤宋鄭皆饑 『左伝』襄公二十九年「鄭子展卒。子皮即位。於是鄭饑而未及麥。民病。子皮以子展之命餼國人粟、戸一鍾。是以得鄭國之民。故罕氏常掌國政、以爲上卿。宋司城子罕聞之曰、鄰於善、民之望也。宋亦饑。請於平公出公粟以貸、使大夫皆貸。司城氏貸而不書。爲大夫之無者貸。宋無飢人。叔向聞之、曰鄭之罕・宋之樂其後亡者也。二者其皆得國乎。民之歸也。施而不德、樂氏加焉。其以宋升降乎」。